

にいがたU・Iターン支援策一覧

2021年度版

【新発田市】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	仕事	起業	創業支援事業	これから創業をお考えの方や創業して間もない方を支援するため、創業の段階に合わせたメニューを用意。市内の創業支援機関と連携して、創業の実現まで支援を行います。	商工振興課	0254-28-9650
	仕事	起業	新規創業支援事業助成金	特定創業支援事業証明書の交付を受け、市内において新規に出店する方を対象に、事業継続に係る経費を助成します。 メインストリート1階部分：50万円/年（最長3年間） その他の地域：25万円/年（最長3年間）	商工振興課	0254-28-9650
	仕事	起業	制度融資（新規創業支援資金）	市内で新たに創業する方や創業後間もない方へ、必要な資金を融資します。また、市が利子補給（年利1.0%分、3年間で限度）及び信用保証料補給（一部）を行います。	商工振興課	0254-28-9650
◎	住宅	賃貸	U・Iターン促進住宅支援事業補助金	市外からの転入者のうち、県内の企業に就職している方を対象に賃貸料の一部を補助します。（家賃補助：月額家賃の1/3以内、上限1.5万円（新発田市内の企業等に新規就労した場合は上限2万円）、最長24ヶ月）	みらい創造課	0254-28-9531
◎	住宅	新築・購入	住宅取得補助金制度	市外からの転入者を対象に、一定地域における住宅の建築及び取得費の一部補助を行います。（新築住宅取得の場合最大150万円補助）	建築課	0254-26-3557
	住宅	リフォーム	住宅リフォーム支援事業	【住宅リフォーム】市民本人若しくは同居の家族が所有し、居住する戸建て住宅、店舗等併用住宅の住宅部分、または定住を目的に取得した空き家を、市内施工者に依頼してリフォームする場合の補助金です。税込10万円以上の工事が対象で、補助対象工事費の15%（上限15万円）、一定要件該当の場合、補助対象工事費の20%（上限20万円）。 【中古住宅リフォーム】市内にある中古住宅を新たに取得し、市内施工者に依頼してリフォームする場合の補助金です。税込10万円以上の工事が対象で、補助対象工事費の50%（上限30万円）、新発田市空き家バンク登録物件を購入した場合、補助対象工事費の50%（上限45万円）。	建築課	0254-26-3557
◎	住宅	空き家バンク等	空き家バンク制度	市内にある空き家を有効活用し、市内に定住する人の増加及び地域の活性化を図るため、空き家の物件情報を登録し市のホームページ等で情報を公開しています。また、登録物件の売主の方には、家財道具等処分に係る費用の一部を補助し、買主には、売買契約が成立した後に祝金を交付します。	建築課	0254-26-3557
	結婚・子育て	子育て	子育てコンシェルジュ事業	子育て家庭に最適な保育サービスを提供するために、保育園、幼稚園、認定こども園などの入園や子育て支援を個々のニーズに合わせて紹介する「子育てコンシェルジュ」を配置しています。	こども課	0254-28-9230
	結婚・子育て	子育て	子育て応援カード事業	地域全体で子育てを応援するために、中学校3年生までのお子さんがいる世帯を対象に、協賛店でサービスを受けることができる応援カードを交付します。	こども課	0254-28-9232
	結婚・子育て	子育て	子育て支援事業	妊娠中の方や18歳以下の子どもがいる方を対象として、あらかじめ登録していただいた方に子育て情報を毎月2回（1日・15日頃）メールで配信します。	こども課	0254-28-9232
	結婚・子育て	子育て	保育料等助成事業	子育て世帯の経済的な負担軽減のために、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に対して、第3子以降の保育園、幼稚園、認定こども園などの保育料や副食費を助成します。	こども課	0254-28-9230
	結婚・子育て	子育て	子ども医療費助成事業	0歳から高校卒業年齢までのお子さんにかかる医療費のうち入院費は無料、通院費の一部を助成します。	こども課	0254-28-9232

にいがたU・Iターン支援策一覧

2021年度版

【新発田市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	結婚・子育て	子育て	子どもデイサービス事業	家族の病気、看護、出産などのために一時的に家庭での保育ができない時に、満1歳から小学校就学前までの未就園児を預かります。	こども課	0254-28-9231
	結婚・子育て	子育て	ファミリー・サポート・センター事業	育児と仕事の両立や家庭の育児をサポートするために、育児の援助を必要とする方（依頼会員）に育児の援助ができる会員（提供会員）を紹介し地域全体で子育てを支援します。依頼会員は、0歳からおおむね18歳までの子どもの保護者の方となります。（午前7時～午後7時：700円/H（1人）、午前7時以前または午後7時以降：900円/H（1人））	こども課	0254-24-1937
	結婚・子育て	子育て	園開放交流事業	保育園を開放して毎月2回、未就園児とその保護者を対象に園児とのふれあいや遊び場を提供します。	こども課	0254-28-9231
	結婚・子育て	その他	かかりつけ保健師制度	保健師が医療機関や保健所などの関係機関と連携を取りながら、妊産婦や子育て中の方を妊娠・出産・就学前まで切れ目なくサポートします。	健康推進課	0254-28-9211
	結婚・子育て	結婚	結婚新生活支援補助金	新婚世帯を対象に、結婚に伴う引越し費用、住居費を上限30万円まで補助します。（年齢・所得要件あり）	みらい創造課	0254-28-9531
◎	その他	-	移住支援金	一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金（単身：60万円、世帯：100万円）を支給します。（就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方）	みらい創造課	0254-28-9531